



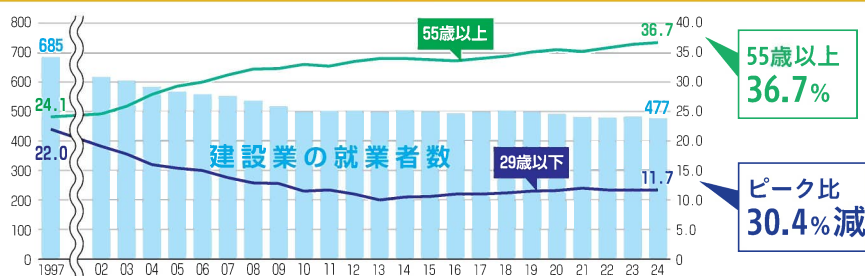
2026年は 建設産業の大転換期

担い手3法 改正

建設業の担い手確保へ、「担い手3法」①公共工事の品質確保の促進に関する法律＝品確法 ②建設業法 ③公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が2025年12月12日に全面施行となりました。建設産業に「担い手3法」が必要な背景として、「①深刻化する人手不足の実態 ②就業者の高齢化と若年層の入職者減少 ③長時間労働と処遇の問題 ④災害時の地域の守り手としての役割」が上げられます。担い手3法を理解・学習・活用し、「持続可能な建設産業」に転換していきましょう。

就業者減少 ➡ 高齢化進行

現状



人手が足りず…

- 工期の遅延
 - 工事品質の低下
 - 施工コストの上昇
 - 技術継承の停滞
- などが発生

賃金は低いが労働時間は長い

なぜ

建設業	443万円/年	1987時間/年
全産業	527万円/年	1939時間/年

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年) ※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和6年度)

もっと魅力的な
仕事にしないと
人が集まらない



担い手3法 ①品確法 ②建設業法 ③入契法

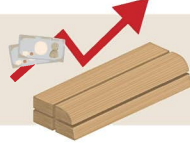
25年12月12日に全面施行

そこで

処遇改善

価格転嫁

働き方改革 生産性向上



- ▶ 賃金アップ
- ▶ 労働時間短縮
- ▶ 下請けへのしわ寄せ防止が前進!

25年12月
から 国が作成した適正な賃金の目安となる【労務費の基準】を導入
→ウラ面へ

25年12月
から 著しく低い労務費での見積もりを禁止 →ウラ面へ
(違反発注者は警告・公表)

25年12月
から 原価割れとなる金額での受注を禁止
● 国が賃金支払いや休日取得に関する現場の実態を把握・公表

● コスト上昇のリスクを工事契約前に受注者から発注者へ通知することを義務化

● 資材高騰が起きた場合の請負代金などの変更方法を契約書に記載することを義務化

● 実際に資材が高騰した時、発注者が受注者の求める協議に応じることを努力義務化

25年12月
から 著しく短い工期での受注を禁止 (工期ダンプ対策を強化)

● 多くの下請け事業者を使う建設業者に対して、情報通信技術 (ICT) を活用した効率的な現場管理を努力義務化

● 一定の条件下で、現場技術者が複数現場を兼任可能に



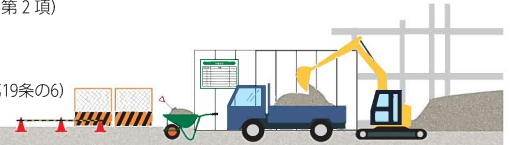
第三次
担い手3法
ポータルサイト

困ったときは組合へ 様々な相談に対応します! 神奈川土建に連絡を!!



新ルールの導入

- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化**（第25条の27）
 - ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示**（第34条第2項）
 - ▶ 適正な労務費等と比べ**著しく低い労務費等による見積りや見積り変更依頼を禁止**（第20条第2項、第6項）
 - ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止**（第19条の3第2項）
 - ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止**（第19条の3第2項）
- 一違反した建設業者は**指導・監督**／発注者は**勧告・公表**の対象（第41条第1項等、第19条の6）



大丈夫ですか!! このような受発注（見積り）は建設業法違反になります

ケース①

長年の取引関係のある注文者と受注者は、予め建設工事の契約にあたって見積りに用いる労務単価を取り決めているが、数年にわたって労務単価に関する協議の場が設けられず、適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

ケース②

適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく一定の比率を乗じて減額を行い、本来施工に必要な適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

ケース③

注文者が設定した工事予算額に見積りの総額を合わせるために、その予算額から逆算して、合理的理由や根拠がなく、本来施工に必要な労務費とにならない額を計上し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

ケース④

注文者が複数の建設業者から徴収した見積りのうち最安値の見積額を一方的に請負代金とするため、当該最安値の見積額の提出者以外の者に、本来施工に必要な適正な労務費よりも減額した見積りとするような変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

ケース⑤

長年の取引関係のある注文者と受注者が、取引関係を維持することを理由として、本来施工に必要な適正な労務費から合理的理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とにならない見積りのやり取りを行っている。

ケース⑥

注文者と受注者が、工事条件に応じて額を変えることが必要な労務費について、工事条件を考慮せずにあらゆる工事において、常に同じ歩掛の値を用いて、適正な労務費とにならない見積りのやり取りを行っている。



これからは…

ポイント①

これからは「新たな商習慣」に転換していく必要があります。工事費一式のような総価見積りではなく、これからの見積書には、①労務費、②材料費、③安全経費、④法定福利費、⑤会社経費等を個別に内訳明示し、「適正な価格で書面契約すること」がポイントです。工事を受注する際はもちろん、発注する際も、「適正な価格で書面契約すること」を守っていきましょう。

ポイント②

「労務費の基準」を活用しましょう。2025年12月、13業種で「労務費の基準」が都道府県別に公表されました（国交省・労務費に関する基準ポータルサイト参照）。業種・工事場所の都道府県を選択し、見積書作成時に活用しましょう。※該当する業種が公表されていない場合は、公共工事・民間工事問わず「公共工事設計労務単価」を「1日8時間の労務費」とし、1日あたりの施工量を掛けて「労務費の基準」として活用しましょう。

ポイント③

「CCUSレベル別年収の概要」が2025年12月に公表されました。CCUSレベル判定済の場合は該当するレベル別年収を参考に、年間労働日数234日で1日当たりの賃金を計算しましょう。CCUSレベル未判定の場合は、レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者を参考にレベルを推定してください。

見積りでは「労務費の基準」または「公共工事設計労務単価」を用いて労務費を算出し、実際の賃金は「CCUSレベル別年収」を参考に日額、月給を算出、事業所ごとに適正な賃金を支払っていくことが「最大のポイント」です。

